



信金中央金庫

SCB

SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス

(2020. 3. 24)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048

URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

デジタルマネーによる給与支払いの解禁

—給与振込口座を介した預金取扱金融機関の収益獲得機会が減少する可能性も—

岸本 真樹

ポイント

- 2019年12月18日、内閣府に設置された国家戦略特別区域諮問会議において、デジタルマネーによる給与支払いが規制改革事項として決定された。これにより、資金移動業者が発行するアカウントへの給与支払いが、2020年度の早期にも解禁される見通しが強まった。
- デジタルマネーによる給与支払いの解禁は、外国人労働者の急増への対応を出発点として議論が始まったが、現金を管理するコストや振込手数料を削減できる等、事業者に対しても相応の利便性向上をもたらすことが想定される。これが普及すれば、従来から預金取扱金融機関が取り扱ってきた、給与振込というシステムを通じた収益獲得機会が減少する可能性もある。
- 預金取扱金融機関には、フィンテック企業との連携等により、顧客行動の変化にいち早く対応し、新たな収益機会を獲得できるよう改革が求められているのではないだろうか。

1. はじめに

2019年12月18日、内閣府に設置された国家戦略特別区域諮問会議において、デジタルマネーによる給与支払いが規制改革事項として決定された。これにより、資金移動業者が発行するアカウントへの給与支払いが、2020年度の早期にも解禁される見通しが強まった。

本稿では、デジタルマネーによる給与支払いをめぐる論点を整理するとともに、法律によって守られ、定着している銀行の給与振込口座に及ぼす影響について考察する。

2. デジタルマネーとは

デジタルマネーとは、実物の貨幣を使わず、電子情報のみで決済することができるお金のことである。デジタルマネーの主な種類として、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、デビットカード、仮想通貨（暗号資産）¹等がある（図表）。

（図表）デジタルマネーの主な種類

資金決済手段	支払原資	代金の支払時期	支払方法
クレジットカード	預金口座	後払い	指定された支払日に代金が預金口座から引き落とされる。
電子マネー	保有する残高	基本的に前払い	専用の読み取り機にカード（あるいはスマホ）をかざすことで決済を行う。

¹ 仮想通貨（暗号資産）は、法貨による裏付けがない資産であり、価格変動が激しいため、給与支払いの方法としては対象外とされている。

資金決済手段	支払原資	代金の支払時期	支払方法
スマホ決済	保有する残高	基本的に前払い	二次元コードをスマホで読みとる（あるいは読み取ってもらう）ことで決済を行う。
デビットカード	預金口座	即時払い	決済と同時に代金が預金口座の残高から支払われる。
仮想通貨（暗号資産）	保有仮想通貨の残高	即時払い	予め購入した仮想通貨のウォレットから、支払先のウォレットへ送金する。

（備考）筆者作成

3. 賃金支払いの5原則

労働基準法第24条では、賃金の支払い方法は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと定められている。これを「賃金支払いの5原則」と言い、基本的に賃金は通貨（現金）によって支払わなければならないことが明言されている。しかし、労働基準法には但し書きで、「法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合または厚生労働省令で定める賃金について確実な支払いの方法で厚生労働省令で定めるものによる場合」には、通貨以外での支払いが認められており²、これにより、金融機関の預貯金口座への振込によって賃金を支払うことが可能となっている。

² 労働基準法施行規則第7条の2の規定は以下のとおり。

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

つまり、日本では、賃金の支払方法としては、通貨（現金）で支払うか、金融機関の預貯金口座へ振り込むかのいずれかと定められている。

4. 規制緩和に至る背景

日本でデジタルマネーによる給与支払いの解禁が議論されるようになった背景には、外国人労働者の存在がある。東京都は、2018年3月、銀行口座を持つことが難しい外国人労働者³が急増していることへの対応として、国家戦略特区ワーキンググループの場で、労働者が希望する場合には、ペイロールカード⁴への賃金の支払いを可能とするよう要望した。

当初、労働基準法を所管する厚生労働省は、デジタルマネーのアカウントを発行する資金移動業者が破綻した場合に、労働者の賃金を保全する仕組みが未整備であることから、規制緩和に対して慎重な姿勢を示していたものの、関係省庁・関係団体と調整を行った末、何らかの保全の仕組みを設ける方向で検討に着手した。

現在のところ、資金移動業者の参入要件として、月1回以上手数料ゼロで現金の形で引き出せることや一定以上の自己資本比率を満たしていることを義務付けること、資金移動業者が保険会社や保証会社と契約して資金保全を図ること、等の仕組みが検討されている。

5. デジタルマネーで給与を支払うことによるメリット

上記4に記載のとおり、デジタルマネーによる給与支払いの議論は、急増する外国人労働者への対応が出发点となっている。外国人労働者は、デジタルマネーによってスムーズに給与を受け取る機会を得ることになり、最も利便性の向上という恩恵を得るだろう。

その他、社会保険料や所得税・消費税等を予め徴収できることで、納税額等の把握が容易となり税務の効率化が図られること、日本のキャッシュレス決済比率の向上に資すること、現金決済にかかる警送会社委託費や金融機関窓口人件費、ATM機器等の固定コストが削減できること等のメリットがあると考えられている。

³ 外国人労働者が日本で口座を開設するには、①仕事や留学を目的に日本に6か月以上滞在している、②住民票を取得しているという2つの要件を満たすことが必要である。なお、銀行によっては、より厳しい条件を課している場合もある。

⁴ 給与の振り込み先として機能するカードのこと。利用するために銀行口座を開設する必要がなく、ペイロールカードのみで電子決済や現金の引き出しを行うことができる。

6. 金融機関への影響

本規制緩和は、給与振込先として預貯金口座を取り扱ってきた預金取扱金融機関にとっては、脅威となりうるものである。既に、経費精算や業務委託報酬の支払い等において、法人から個人へのスマホによる送金サービスの取扱いを開始している資金移動業者もある。当該サービスを利用することで、事業者は、従業員や取引先へのお金のやりとりが簡略化され、振込手数料を抑制することが可能となる。

デジタルマネーによる給与支払いの解禁は、目先は外国人労働者に利便性の向上をもたらすのはもちろんだが、それにとどまらず、事業者にとっても、現金を管理するコストや振込手数料を削減できる等、相応の利便性をもたらすことが想定される。給与振込というシステムによって、預金取扱金融機関は、顧客や振込手数料、安定的預金の獲得といった利益を永らく享受してきたが、多くの企業がデジタルマネーで給与を支払うようになれば、これらの収益獲得機会が減少していく可能性がある。

7. おわりに

デジタルマネーによる給与支払いが解禁された場合、どこまで広がっていくのかは現時点では未知数である。しかしながら、デジタルマネーによる給与支払いが利用者の利便性向上に資することは確かであり、長期的に見れば、給与振込口座を取り扱ってきた預金取扱金融機関からの預金の流出等をもたらす可能性がある。こうした展望を踏まえると、預金取扱金融機関には、フィンテック企業との連携等により、顧客行動の変化にいち早く対応し、新たな収益機会を獲得できるよう、改革が求められているのではないだろうか。

以上